

出願から合格、1年次終了までにいつごろいくらかかるの？

1年次（入学科等込）総計

177,290円 + 授業料 + 教科書代 + 端末代

※金額は令和6年度（目安）
（年度によって変更あり）

		2月	3月	4月	5月～8月	9月～1月
		願書提出	入学検査	合格発表 確約書提出	中旬 書類提出 履修登録	下旬 新入生 説明会
					入学式	(末日)
						(末日)
お金を 払う もの	受検料	振込 950円				
	入学料 ★		振込 2,100円			
	学校徴収金 (内訳) 積立金 ▲■ 生徒会費		振込 42,400円 40,000円 2,400円			引落 ¹⁾ 15,000円
	授業料 ★●					1単位あたり1,740円/年額を2回に分けて請求
	保護者の会					(任意加入)振込 4,000円/年
	検定料など ▲					都度支払い（検定によって集金方法は変わります）
買う もの	校服		採寸 40,150円	代引 ^{または} 引換 ²⁾		
	体育着など		採寸 16,690円	代引		
	教科書など ■			申込 1～2万円	現金購入	
	デジタル端末 ▲◇					30,000円
月ごとの合計			101,340円	15,000円 + 教科書代 ³⁾	15,000円 × 4ヶ月	

- ★：経済的に困窮している場合は**減免制度**が利用できます
- ：**高等学校等就学支援金制度**があります（所得制限あり）
免除制度があります（令和6年度から）（右記参照）。
- ▲：**東京都立学校等給付型奨学金制度**があります（所得制限あり）
- ：勤労学生対象の**各種補助金**があります
- ※「**奨学のための給付金**」制度もあります（所得制限あり）
- ◇：扶養する23歳未満の子が3人以上いる場合、補助金の対象となります。

- 1) 引落はゆうちょ銀行指定です。1回あたり手数料が10円かかります
- 2) 自宅に届いた時の代引か、店舗で受取時支払いか選べます
- 3) 保護者の会会費は含まず

●高等学校等就学支援金制度について

生徒の保護者の収入に応じて、**授業料が無料**になる国の制度です。
 おおよその年収が910万円未満の世帯が相当します(世帯構成員等で変動)。
 授業料は、履修登録した1単位につき1,740円です。支援対象になった場合は通算
 74単位を支給上限として支給されます(請求される授業料と相殺されます)。
 ▷ 高校に在籍した期間が4年を超える場合は支援対象にはなりません。

➡就学支援金が所得制限により不認定になった方を対象に、東京都の**免除制度**が適用され、
 授業料をお支払いいただく必要がなくなります。

お金のことQ&A

Q 1. 学校徴収金ってなあに？

A 1. 積立金や生徒会費など、学校で集めているお金の総称です。
積立金は教材費や宿泊行事を含めた学校行事の費用として使用し、卒業時に残額を返金しています。

Q 2. 授業料についてもうちょっと詳しく！

A 2. 授業料は登録している科目が何単位分かで金額が変わります。
週に1時間の授業がある科目が1単位で、1単位は年額1,740円です。1年次で登録する科目は約24単位。だいたい42,000円程度です。

Q 3. 授業料実質無償化とは？

A 3. 高等学校等就学支援金制度と授業料免除制度を申請いただければ、所得に関係なく授業料をお支払いいただく必要がなくなります。
ただし、高等学校等の在籍期間制限がありますし、手続きも必要です。
自動的に無償になるわけではないので、注意してください。

Q 4. 2年次以降はいくらかかるの？

A 4. 積立金は年間合計で2年次に90,000円、3年次に10,000円、4年次に10,000円程度を予定しています。また、生徒会費は毎年2,400円です。

Q 5. 教科書は買わないといけないの？

A 5. 教科書が無償なのは義務教育までです。1年次は必修科目で約1万円。他部の選択科目も登録すると追加でいくらかかります。

Q 6. 購入する端末についてもっと詳しく！

A 6. 端末は合格時にお渡しするリーフレットより購入サイトにアクセスし、購入手続きをして頂きます。給付型奨学金や多子世帯補助等の保護者支援制度も同様に、購入サイトより申請して頂きます。

在学中に受けられる各種金銭的補助制度について（令和6年度版）

● 高等学校等就学支援金制度

授業料のお支払いに充てることができます。

年収約910万円未満の世帯が対象となります(審査は課税額で行います)。

授業料免除制度

所得制限により就学支援金が不認定となった方を対象に、所得の制限なく東京都が授業料を負担する制度です。

▲ 東京都立学校等給付型奨学金制度

① 模擬試験や検定試験、1年次進路体験旅行(一泊二日)、2年次修学旅行(二泊三日)等のお支払いに充てることができます。

② 端末購入において、給付型奨学金を活用することで保護者負担が生じません。

年収約350万円未満の世帯が対象となります(審査は課税額で行います)。

■ 勤労学生対象の各種補助金

教科書、進路体験旅行(1年次)、修学旅行(2年次)の4種類に関し、東京都の補助金を受けることができます。

対象となるのは、アルバイトやパートを含む勤労学生です。進路体験旅行及び修学旅行の補助金には、世帯収入による審査もあります。

※ 「奨学のための給付金」制度

生徒の学習活動のための返済不要な給付金がもらえる制度です。

生活保護受給世帯及び非課税世帯が対象です。

★ 減免制度

経済的に困窮している場合には、入学料や授業料を免除または一部減額する制度(減免制度)が利用できます。

◇ 多子世帯補助制度

扶養する23歳未満の子が3人以上いる場合、端末購入代金は半額負担となります(負担額は1万5千円)。